

意見書案第11号

重要土地利用規制法の廃止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年9月7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

重要土地利用規制法の廃止を求める意見書（案）

本年6月16日に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地利用規制法）が成立しました。この法律は、政府が安全保障上重要とする全国の米軍・自衛隊施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象とし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものです。茨城県においても東海第二原発や百里基地をはじめ、原子力関係施設や自衛隊施設があります。

法律の内容は、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の施設・海上保安庁の施設・原発などの重要施設の周囲およそ1キロメートル内や国境近くの離島を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人など全ての住民を調査することができます。その結果「重要施設」や「国境離島等の機能を阻害する行為」また「それらの明らかなおそれ」があれば、利用中止勧告・命令を行うことができ、従わない場合は懲役2年以下もしくは200万円以下の罰金を科すものとなっています。さらに「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物売買に事前の届け出を義務付けるというものです。

この法律の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分を全て政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で行うのか、「重要施設」や「国境離島等の機能を阻害する行為」また「それらの明らかなおそれ」をどのように判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか、具体的なことは法律に全く明記されておらず、政府の裁量任せになっています。

刑罰の威嚇の下で、基準の無い調査や規制は個人の尊厳を脅かすものとなります。思想・良心・表現の自由、プライバシー権、財産権などの人格を侵害するものに他なりません。この点から、日本弁護士連合会や第二東京弁護士会などでは、不明確かつ無限定な要件により刑罰を科すことは、罪刑法定主義に反し、基本的人権の侵害と言わざるを得ないことを指摘しています。

本来、法律は国民の権利を保障し守るためのものであるべきです。参議院内閣委員会に参考人として出席した馬奈木巖太郎弁護士からは「この法律は、政府に権限を与える行政命令のような内容になっている」と厳しい指摘がありました。さらに、与党推薦の参考人も「条文を読むだけでは様々な臆測が広がるおそれがあることを痛感した」と答弁したほどです。

憲法に定められた国民の基本的人権を侵害し不当に制約する法律「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地利用規制法）は直ちに廃止することを求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣